

令和 2 年度 税制改正について

令和 2 年 4 月 1 日に施行（特段の定めがあるものを除く。）された改正税法について、第 70 回税理士試験に影響すると考えられるものを中心にご紹介致します。

なお、第 70 回税理士試験において適用される法令等は令和 2 年 4 月 3 日現在施行のものとされております。

◇ 所得税法

< 概要・制度趣旨 >

経済社会の構造変化への対応等の観点から、所得税に関して主に以下の改正が行われました。

① 寡婦控除、ひとり親控除

(イ) 寡夫控除及び特定寡婦の特例を廃止し、寡婦の要件に合計所得金額を 500 万円以下とすること、(ロ)のひとり親に該当しないことその他の要件を追加し、新たな寡婦控除に改組されました。

(ロ) 現に婚姻をしていないことその他一定の要件を満たすひとり親に対して、ひとり親控除として 35 万円の所得控除が新たに設けられました。

② 居住用財産の譲渡特例等を適用した場合における住宅ローン控除の適用関係

住宅ローン控除の適用を受けている住宅（以下「新規住宅」という。）の居住年の前々年から居住年の翌年以後 3 年以内（改正前は「居住年の前々年から翌々年」）に、従前に居住していた住宅の譲渡について居住用財産を譲渡した場合の特例等（3,000 万円特別控除等）の適用を受ける場合には、**新規住宅に係る住宅ローン控除の適用が受けられないこと**となりました。

③ 貸倒引当金

貸倒引当金の対象となる金銭債権から債券に表示されるべき権利が除かれました。

④ 配偶者居住権の取得費

相続又は遺贈（限定承認に係るものを除く。）により取得した**配偶者居住権**（相続開始時に被相続人の所有する住宅に居住する配偶者が、相続開始後も無償でその住宅に引き続き居住することができる権利を言います。）の目的となっている**建物又はその敷地の用に供される土地等**（以下「居住建物等」という。）を譲渡した場合及び配偶者居住権が消滅したことにより対価の支払いを受けた場合の譲渡所得の金額の計算上控除する**取得費の計算方法が明確化**されました。

◇法人税法

<概要・制度趣旨>

令和2年度税制改正では、令和4年4月1日以後開始事業年度からの適用となりますが、連結納税制度の抜本的な見直しが行われます。また、様々な投資促進に関する優遇税制が改正・創設されます。主な税制改正項目は次の項目です。

① 連結納税制度のグループ通算制度への移行

税額計算の煩雑さ・事務負担軽減のため、企業グループ全体を一つの納税単位とする連結納税制度から、グループ内の各法人を納税単位とする「**グループ通算制度**」へ、**令和4年4月1日以後開始事業年度より移行**します。

② 交際費等の損金不算入制度

資本金の額等が100億円超の法人は、接待飲食費損金算入基準額の適用がなくなります。

③ 試験研究費の特別控除の適用制限の見直し

中小企業者等以外の法人について、積極的な投資を促進する観点から、特別控除の適用の判定における、設備投資要件が次のように改正されます。

・国内設備投資額 $>$ **当期償却費総額×30%**（改正前は10%）

④ 賃上げ・投資促進税制の適用要件の見直し

中小企業者等以外の法人について、積極的な投資を促進する観点から、設備投資要件が次のように改正されます。

・国内設備投資額 \geq **当期償却費総額×95%**（改正前は90%）

⑤ 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却制度の見直し

特別償却率が20%（現行は30%）に引き下げられます。

⑥ オープンイノベーション促進に係る税制の創設

新しい技術・ノウハウを持つベンチャー企業への出資を促進するため、**特定株式**を取得し、**期末まで有している場合には取得価額の25%以下の金額を特別勘定として経理**することで、**損金算入**することができます。

◇相続税法

<概要・制度趣旨>

令和2年度税制改正としては、「農地等の納税猶予制度の対象となる農地等の範囲の拡充」「医療継続に係る納税猶予制度の認定期限の3年延長」などがありますが、いずれも軽微な改正であり、重要性は低いものとなります。

一方で、令和元年度の改正項目とはなりますが、注目をしておきたい項目として「配偶者居住権等の評価の創設」「特別寄与料制度の創設」といった改正項目が存在します。

配偶者居住権に関しては、相続開始後の配偶者の居住を確保する目的で新たな民法規定が創設され、その権利の評価に関して、相続税法に新たな規定が新設されております。特別寄与料に関しては、相続人にのみ認められていた被相続人に対する特別な貢献に基づく財産の取得特権を相続人以外の者にも認めるという目的で民法規定が創設され、その財産取得者である特別寄与者及び特別寄与料の支払いをすることとなる相続人の課税上の取り扱い及び手続の内容が相続税法に新設されております。

いずれも人の権利に関する民法規定が創設され、その影響を受けて相続税法が改正されているという点を考慮しますと、改正項目としての重要性、話題性が高いといえる項目となります。

◇消費税法

<概要・制度趣旨>

- ① 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化
 - (イ) 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産に該当するもの（以下「居住用賃貸建物」という。）の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととされます。
 - ロ 上記イにより仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に課税賃貸用に供した場合又は譲渡した場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額をその課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整します。
 - (ロ) 住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税が非課税とされます。
 - (ハ) 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合が追加されます。
- ② 法人に係る消費税の確定申告書の提出期限の特例の創設

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1月延長されます。

◇酒税

<概要・制度趣旨>

輸出免税の適用に当たって必要となる**輸出明細書**及び輸出酒類販売場における免税の適用に当たって必要となる**明細書**の税務署長への**提出を要しないこと**等とされました。この他、酒類の製造免許等を承継することができる者の範囲に、事業譲渡によりその事業の全部を承継した者を加えることとされました。

◇事業税

<概要・制度趣旨>

事業税の主な改正ポイントは「令和元年10月1日以後」に開始する事業年度から適用となる「**法人事業税の税率の改正**」、「令和2年4月1日以後」に開始する事業年度から適用となる「**電気供給業の課税方式の見直し**」「**法人事業税の特定寄附金税額控除(割合)**」「**付加価値割における賃上げ・投資促進税制(適用要件)**」です。

◇固定資産税

<概要・制度趣旨>

近年増加している**所有者不明土地等**に係る**固定資産税**の課税への対応（**納税義務者、申告**）が創設されました。